

議案第41号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

七飯町長 杉原 太

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和24年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第14条の5第3号中「1ヶ月」を「1か月」に、「禁固」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第14条の6第1項第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改め、同条第5項第1号中「なつた」を「なった」に、「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(七飯町環境保全条例及び七飯町公害防止条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 七飯町環境保全条例(昭和50年条例第23号)第22条

(2) 七飯町公害防止条例(昭和49年条例第29号)第33条第1項

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第14条の6第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。